

企業の健全な事業活動を

法の手で支えるための情報発信

弁護士法人
UH 宇都宮東法律事務所



代表弁護士
伊藤 一星

弁護士法人宇都宮東法律事務所 メルマガ第24号

～従業員のコンプライアンス意識は大丈夫？～

目次

【①最新労務トピックの解説】

～従業員のコンプライアンス意識は大丈夫？～

【②2024年5月開催セミナーのご案内】

【③当事務所の活動実績 Vol.1】

【④当事務所の活動実績 Vol.2】

【⑤編集後記】

①最新トピックの解説

～従業員のコンプライアンス意識は大丈夫？～

いつも弊所のメールマガジンをご愛読いただき、誠にありがとうございます。

3月末までTBS系「金曜ドラマ」で放送されていた「不適切にもほどがある」をご覧になったことはございますでしょうか？コンプライアンスが厳しい令和時代と緩かった昭和時代を舞台とするドラマで、懐かしいと感じる場面や共感する部分があった方も多いのではないかと思います。4月に新入社員を迎えた企業は、まさしく今月の業務でコンプライアンスに気を付けた場面もあったのではないのでしょうか。また、新入社員が意図せずコンプラ違反をしてしまうケースはこれまで数えきれないほど発生しているため、違反をする前にコンプライアンス研修を実施することは不可欠だと思います。

そこで今回は、企業が守るべきコンプライアンス、守るために有効な手段の一つである内部通報窓口の概要についてお伝えさせていただき、コンプライアンスの重要性について解説できればと思います。

◆企業が守るべきコンプライアンスとは

まず、コンプライアンスとは「法令遵守」のことであり、企業・個人が法令や社会的ルールを守ることを指します。最近では就業規則等の企業規範だ

けでなく、モラル等の社会規範にまで広がっています。

そして、企業内外におけるよくあるコンプライアンス違反例は「顧客情報等の機密情報の漏洩」、「不適切な時間外労働」、「ハラスメント」、「景品表示法違反」、「著作権侵害」、「不正会計」、「横領」等が挙げられます。

この中で、横領や不正会計、偽装事件といった、意図的に違反しているケースもあれば、著作権侵害や景表法違反等の意図せず違反してしまうケースもあります。冒頭で触れたように、新入社員のコンプライアンス知識不足による違反は後者のような違反が発生しやすいと言えます。

上記のような違反例のうち、どの企業にも発生しうる違反は何とんでもハラスメントではないでしょうか。パワハラやセクハラ、マタハラ、アカハラ、最近ではハラハラ（ハラスメント・ハラスメント）という言葉も誕生するほど、数多くのハラスメントが存在します。このハラスメントにおいて問題となる要素として、「ハラスメントの被害を訴えることができない」という点が挙げられます。例えば、上司が自身の立場を利用したセクハラやパワハラを行うケースでは、被害者が自身の評価が落ちることや相談することができる相手がないことで追い詰められてしまうケースが考えられるかと思います。

このような問題を防ぐために有効な手段が内部通報制度になります。

◆内部通報制度とは

内部通報制度とは、企業が企業内の不正を早期に発見して企業と従業員を守るため、組織内の不正行為に関する通報・相談を受け付け、調査・是正する制度です。従業員数が300人以上の企業には内部通報制度の導入が義務付けられています。そこで、内部通報制度を導入することで、社内におけるコンプライアンスリスクを軽減することができ、問題が深刻化する前に発見しやすくなります。

また、通報先が予め用意されていることで、外部への通報を防ぐこともできます。実際に企業が内部通報制度を導入するには下記のステップを踏む必要があります。※政府広報オンラインより引用

- ①経営幹部で内部通報制度の導入を検討
- ②内部通報対応の責任者と窓口設置部署を選定
- ③通報の受付担当を行う「従事者」を指定し、研修を実施
- ④内部規程、対応マニュアル、通報受付票を準備
- ⑤従業員・役員などに研修、周知

このように社内に窓口を設置する方法だけでなく、社外に設置する方法もあり、通報の有無や通報内容の秘匿性を高めることもできます。

◆内部通報制度の解説セミナーを5月に開催します！

いかがでしたでしょうか。

コンプライアンスのリスクを下げることは企業にとって重要な取り組みの一つで、新卒が入社した今だからこそ推進すべきではないでしょうか？

「社内のコンプライアンス意識を高めたい！」、「コンプラ違反リスクを下げたい！」とお考えの方はぜひ弊所主催の無料セミナーにお申込みいただければと思います。

[セミナーのお申込みはこちら](#)

② 2024年5月開催セミナーのご案内

[>>お申し込みはこちら<<](#)

今こそ知りたい！

参加無料

企業の法務体制セミナー @ZOOM

～内部通報解説編～

5月23日（木）
15:00～16:00



弁護士 伊藤 一星



弁護士 石塚 惇史



弁護士 菅原 隆介



弁護士 大熊 拓亮

[セミナーのお申込みはこちら](#)

企業に対するコンプライアンスの意識が世間的に高まり、企業の法務体制の整備・見直しは企業にとっての急務となっております。一方、実際に問題が起こってしまった場合に問題が大きくなる前に対処する対応も求められています。

そこで今回、栃木県内で最大規模の法律事務所である弁護士法人宇都宮東法律事務所が主催となり、主に栃木県内の企業さまを対象に、企業内部で整備が追い付いていないことも多く、リスク管理にもつながる「内部通報」を題材としたセミナーを開催させていただくことにしました。

60分で総論、実務対応、裁判例等を交えて簡潔にお伝えいたします。

無料でご自宅でもご視聴可能ですので、この機会にぜひご参加ください。

【セミナー概要】

- テーマ：内部通報
- 日時：2024年5月23日（木）15:00～16:00
※14:45より受付開始
- 開催方法：オンライン（ZOOMウェビナー）
- 参加費：無料
- 講師：弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星、同弁護士 石塚 惇史、同弁護士 大熊 拓亮、同弁護士 菅原 隆介

[セミナーのお申込みはこちら](#)

【人財力に掲載されました】

この度、人材採用と育成に力を入れている人財力のある企業をご紹介している「人財力」のサイトに弊所を取り上げていただきました。

企業紹介

社長編

社員編

当事務所は、今後も人材採用と育成に注力することで、所員のワークエンゲージメントの高い事務所経営を行って自社をより良い組織にし、クライアントの皆様に対してより質の高いリーガルサービスを提供できることを目指して参りますので、今後も変わらぬご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

④当事務所の活動実績 Vol.2

【弁護士EAP協会の3周年記念セミナーのご案内】

弊所代表の伊藤一星弁護士が理事を務めております「弁護士EAP協会（L-EAP）」の設立3周年記念セミナーが5月24日に行われます。

同セミナーにおいては、世界最大の旅行口コミサイト、トリップアドバイザー「旅好きが選ぶ!日本の動物園・水族館ランキング2018」で1位を記録し、ジャイアントパンダをはじめとする約1,600頭の動物が暮らすテーマパーク「和歌山アドベンチャーワールド」を運営する株式会社アワーズ（アドベンチャーワールド）の山本雅史社長を講師としてお招きし、「だれもがキラボシ 笑顔あふれるテーマパークの秘密」と題して講演をいただく予定です。

同社は、「日本でいちばん大切にしたい会社」大賞の「審査委員会特別賞受賞」などの数多くの受賞歴があり、人財の育成や定着に関して定評のある会社様となります。

EAPのみならず、人財の育成や定着に興味のある方は、どなたでも自由にご参加できますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

株式会社アワーズ（アドベンチャーワールド）

弁護士EAP協会3周年記念セミナーのご案内

⑤編集後記

当事務所では、4月1日付で新しく3名の事務局の方に入所していただき、所員31名（弁護士8名+事務局23名）体制の法律事務所となりました。

当事務所は、これからも事務所を支えていただいている所員・依頼者・地域社会の皆様から選ばれ続ける事務所運営を行うことで、地域で一番の総合病院型の法律事務所として皆様から厚い信頼を獲得できる法律事務所を目指して参りますので、引き続きご愛顧のほど心よりお願い申し上げます。

弁護士法人宇都宮東法律事務所 代表弁護士 伊藤 一星

関連サイト

山 宇都宮の弁護士による企業法律相談

弁護士法人宇都宮東法律事務所

栃木県弁護士会所属 JR宇都宮駅より車で10分

企業法務の
相談はこちらから



山 宇都宮の法律事務所による従業員支援プログラム(EAP)

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

従業員が安心・安全に働ける
環境整備サポートのご相談はこちらから



山 宇都宮の弁護士による資金繰り・事業再生相談

企業の健全な事業活動を法の力で支える

弁護士法人宇都宮東法律事務所

企業の再建に向けた
資金繰り・事業再生相談はこちらから





弁護士法人

宇都宮東法律事務所

Facebookページはこちら！

※ご友人などへの転送はご自由にどうぞ！

※著作権は当事務所に帰属しますのでご注意ください。

【発行元】 弁護士法人 宇都宮東法律事務所（栃木県弁護士会所属）

【事務所ホームページ】 [こちら](#)

【Facebook】 [こちら](#)

このメールの配信元：newsletter@kigyuu-utsunomiya-higashi.com 宛先 h-yoda@funaisoken.co.jp

登録解除は [こちら](#)

弁護士法人宇都宮東法律事務所 | 〒321-0953 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20山口ビル4階